

(案)

防衛省訓令第 号

防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年 月 日

防衛大臣 木原 稔

防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令等の一部を改正する訓令

(防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令の一部改正)

第1条 防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令

(平成13年防衛庁訓令第64号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

↓

改正後	改正前
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 任免権者 任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）<u>第2章第1節、第3章第1節及び第4章第1節</u>の規定により隊員の任免を行う者並びに防衛装備庁長官をいう。 (任期付隊員の募集手続) 第4条 任期付隊員の採用は、機関等の長が、<u>前条</u>の規定による採用計画に基づき、公募又はこれに準じた方法により行わなければならない。 (身体検査の適用除外等) <u>第4条の2</u> 任期付隊員である自衛官の採用のための身体検査にあっては、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）第2条及び第4条の規定は適用しないものとする。 2 任期付隊員の採用のための身体検査は、任期付隊員を選考するときに行うものとする。 3 前項に規定する身体検査の基準については、人事教育局長が定めるものとする。 別記様式第1 任期付隊員（自衛官・事務官等）の採用計画 発簡番号 発簡年月日 殿 上申・申請者 防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令第3条の規定による採用計画の承認について、下記のとおり上申・申請します。 記 1 採用予定官職（所属部課名及び職名） 2 当該官職の業務内容（採用予定者に期待する業績） 3 当該業務が自衛隊法第36条の2各項に掲げる任期を定めて採用する隊員の業務に該当する理由 4 採用予定年月日及び任用予定期間 5 募集の方法、範囲及び時期 6 選考の手続 （1）選考予定時期 （2）評定項目 ↓	(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [同左] (4) 任免権者 任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）<u>第2章第1節及び第4章第1節</u>の規定により隊員の任免を行う者並びに防衛装備庁長官をいう。 (任期付隊員の募集手続) 第4条 任期付隊員の採用は、機関等の長が、<u>第3条</u>の規定による採用計画に基づき、公募又はこれに準じた方法により行わなければならない。 [条を加える。] 別記様式第1 任期付隊員の採用計画 発簡番号 発簡年月日 殿 上申・申請者 防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令第3条の規定による採用計画の承認について、下記のとおり上申・申請します。 記 1 採用予定官職（所属部課名及び職名） 2 当該官職の業務内容（採用予定者に期待する業績） 3 当該業務が自衛隊法第36条の2各項に掲げる任期を定めて採用する隊員の業務に該当する理由 4 採用予定年月日及び任用予定期間 5 募集の方法、範囲及び時期 6 選考の手続 （1）選考予定時期 （2）評定項目 ↓

別記様式第2

特定任期付隊員の採用等の上申・申請書

発簡番号
発簡年月日

殿
上申・申請者

自衛隊法第36条の2第1項の規定による任期を定めた採用等について、下記のとおり上申・申請します。

記

1 採用予定官職（予定する号俸又は俸給月額・階級及び所屬部課名）

2 当該官職の業務内容（採用予定者に期待する業績）

3 採用予定者の氏名

4 採用予定者の高度の専門的な知識経験又は優れた識見（資格、経歴、実務の経験等）の内容

5 任用予定期間

6 採用予定者を当該業務に当該期間を限って従事させる必要性

7 選考基準、選考方法及び選考結果の概要

8 防衛省の職員との給与等に関する法律第6条の2第2項又は第3項の規定により承認を求める場合は、予定する俸給月額に決定しようとする理由

別記様式第3

特定任期付隊員以外の任期付隊員の採用等の上申・申請書

発簡番号
発簡年月日

殿
上申・申請者

自衛隊法第36条の2第2項の規定による任期を定めた採用等について、下記のとおり上申・申請します。

記

1 採用予定官職（予定する階級又は職務の級及び号俸並びに所屬部課名）

2 当該官職に係る業務の内容

3 採用予定者の氏名

4 採用予定者の専門的な知識経験（資格、経歴、実務の経験等）の内容

5 任用予定期間

6 採用予定者を当該業務に当該期間を限って従事させる必要性（任期付採用の根拠規定）

7 選考基準、選考方法及び選考結果の概要

8 人事院規則8—18（採用試験）第3条第1項第2号、第2項第1号並びに第3項第1号、第5号から第8号まで及び第10号から第12号までに規定するいずれかの試験の種類を適用しようとする場合は、当該試験の種類及び適用する理由

別記様式第4

任期付隊員の採用等実施状況報告書

発簡番号
発簡年月日

防衛大臣 殿
報告者

1 採用官職（所屬部課名）

2 採用年月日及び任期

3 階級又は職務の級

4 任期付隊員の氏名

5 資格、経歴、実務の経験等

(注) 自衛隊法第36条の2第1項の規定により採用された隊員については、「階級又は職務の級」の表示は号俸又は俸給月額とする。

別記様式第5

任期の更新の上申・申請書

発簡番号
発簡年月日

殿
上申・申請者

自衛隊法第36条の4第1項の規定による任期の更新について、下記のとおり上申・申請します。

記

1 任期付隊員の氏名及び官職（階級又は職務の級及び所屬部課名）

2 当該任期付隊員が現に従事している業務の内容

3 更新を必要とする理由

4 当該任期付隊員の採用年月日

5 更新予定期間

(注) 自衛隊法第36条の2第1項の規定により採用された隊員については、「階級又は職務の級」の表示は号俸又は俸給月額とする。

↓

別記様式第2

特定任期付隊員の採用等の上申・申請書

発簡番号
発簡年月日

殿
上申・申請者

自衛隊法第36条の2第1項の規定による任期を定めた採用等について、下記のとおり上申・申請します。

記

1 採用予定官職（予定する号俸又は俸給月額及び所屬部課名）

2 当該官職の業務内容（採用予定者に期待する業績）

3 採用予定者の氏名

4 採用予定者の高度の専門的な知識経験又は優れた識見（資格、経歴、実務の経験等）の内容

5 任用予定期間

6 採用予定者を当該業務に当該期間を限って従事させる必要性

7 選考基準、選考方法及び選考結果の概要

8 防衛省の職員との給与等に関する法律第6条の2第2項の規定により承認を求める場合は、予定する俸給月額に決定しようとする理由

別記様式第3

特定任期付隊員以外の任期付隊員の採用等の上申・申請書

発簡番号
発簡年月日

殿
上申・申請者

自衛隊法第36条の2第2項の規定による任期を定めた採用等について、下記のとおり上申・申請します。

記

1 採用予定官職（予定する職務の級及び号俸並びに所屬部課名）

2 当該官職に係る業務の内容

3 採用予定者の氏名

4 採用予定者の専門的な知識経験（資格、経歴、実務の経験等）の内容

5 任用予定期間

6 採用予定者を当該業務に当該期間を限って従事させる必要性（任期付採用の根拠規定）

7 選考基準、選考方法及び選考結果の概要

8 人事院規則8—18（採用試験）第3条第1項第2号、第2項第1号並びに第3項第1号、第5号から第8号まで及び第10号から第12号までに規定するいずれかの試験の種類を適用しようとする場合は、当該試験の種類及び適用する理由

別記様式第4

任期付隊員の採用等実施状況報告書

発簡番号
発簡年月日

防衛大臣 殿
報告者

1 採用官職（所屬部課名）

2 採用年月日及び任期

3 職務の級

4 任期付隊員の氏名

5 資格、経歴、実務の経験等

(注) 自衛隊法第36条の2第1項の規定により採用された隊員については、「職務の級」の表示は号俸又は俸給月額とする。

別記様式第5

任期の更新の上申・申請書

発簡番号
発簡年月日

殿
上申・申請者

自衛隊法第36条の4第1項の規定による任期の更新について、下記のとおり上申・申請します。

記

1 任期付隊員の氏名及び官職（職務の級及び所屬部課名）

2 当該任期付隊員が現に従事している業務の内容

3 更新を必要とする理由

4 当該任期付隊員の採用年月日

5 更新予定期間

(注) 自衛隊法第36条の2第1項の規定により採用された隊員については、「職務の級」の表示は号俸又は俸給月額とする。

↓

他の官職への任用の承認申請書 別記様式第6 発簡番号 発簡年月日 殿 申請者 自衛隊法第36条の5の規定による他の官職への任用の承認について、下記のとおり申請します。 記 1 任期付隊員の氏名及び官職（階級又は職務の級及び所属部課名） 2 採用時の官職（階級又は職務の級及び所属部課名）及び当該官職に係る業務の内容 3 任用予定官職（階級又は職務の級及び所属部課名）及び当該官職に係る業務の内容 4 当該任期付隊員を他の官職に任用する必要性 5 当該任期付隊員の採用年月日及び任期 (注) 1 自衛隊法第36条の2第1項の規定により採用された隊員については、「階級又は職務の級」の表示は号俸又は俸給月額とする。 2 2及び3の業務の内容は、特定任期付隊員にあっては期待する業績の内容を含む。	他の官職への任用の承認申請書 別記様式第6 発簡番号 発簡年月日 殿 申請者 自衛隊法第36条の5の規定による他の官職への任用の承認について、下記のとおり申請します。 記 1 任期付隊員の氏名及び官職（職務の級及び所属部課名） 2 採用時の官職（職務の級及び所属部課名）及び当該官職に係る業務の内容 3 任用予定官職（職務の級及び所属部課名）及び当該官職に係る業務の内容 4 当該任期付隊員を他の官職に任用する必要性 5 当該任期付隊員の採用年月日及び任期 (注) 1 自衛隊法第36条の2第1項の規定により採用された自衛官以外の隊員については、「職務の級」の表示は号俸又は俸給月額とする。 2 2及び3の業務の内容は、特定任期付隊員にあっては期待する業績の内容を含む。
特定任期付隊員の俸給月額の変更上申・申請書 別記様式第7 発簡番号 発簡年月日 殿 上申・申請者 防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令第14条の規定による俸給月額の決定について、下記のとおり上申・申請します。 記 1 現官職（現号俸又は現俸給月額及び所属部課名） 2 当該官職に係る業務の内容 3 特定任期付隊員の氏名 4 予定する俸給月額 5 予定する俸給月額に決定しようとする理由	特定任期付隊員の俸給月額の変更上申・申請書 別記様式第7 発簡番号 発簡年月日 殿 上申・申請者 防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令第14条の規定による俸給月額の決定について、下記のとおり上申・申請します。 記 1 現官職（現号俸又は現俸給月額及び所属部課名） 2 当該官職に係る業務の内容 3 任期付隊員の氏名 4 予定する俸給月額 5 予定する俸給月額に決定しようとする理由
備考 表中の [] の記載は注記である。	



（選考による自衛官の採用の基準に関する訓令の一部
改正）

第 2 条 選考による自衛官の採用の基準に関する訓令（
平成 2 9 年防衛省訓令第 3 4 号）の一部を次のように
改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し
た部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線
を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標
記部分に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対
応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前								
(選考による自衛官の採用基準) 第2条 [略] 2 [略] <u>3</u> 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第36条の2各項の規定により自衛官を採用する場合には、前2項の規定によるほか、採用しようとする者の有する専門的な知識経験、その者が従事する業務の困難度等を考慮して、それぞれの階級に採用するものとする。 別表第1(第2条関係) <table><tr><th>階級</th><th>経過年数</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> (注) この表において「経過年数」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した時、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学位を授与された時、<u>専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号)第3条に規定する高度専門士の称号が付与された時</u>又は同法の規定による大学に相当する外国の学校を卒業した時以後の年数とする。	階級	経過年数	[略]	[略]	(選考による自衛官の採用基準) 第2条 [同左] 2 [同左] [項を加える。] 別表第1(第2条関係) <table><tr><th>階級</th><th>経過年数</th></tr><tr><td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr></table> (注) この表において「経過年数」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した時、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学位を授与された時又は同法の規定による大学に相当する外国の学校を卒業した時以後の年数とする。	階級	経過年数	[同左]	[同左]
階級	経過年数								
[略]	[略]								
階級	経過年数								
[同左]	[同左]								
備考 表中の[]の記載は注記である。									



附 則

この訓令は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。